

教 職 第 1 7 1 号
教 児 安 第 1 2 8 号
令 和 4 年 5 月 1 2 日

各教育事務所長 様

教育振興部教職員課長
教育振興部児童生徒安全課長

千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正
する条例の施行及び自転車損害賠償保険等への加入促進について（通知）

令和4年7月1日に同条例が施行されることに伴い、自転車損害賠償保険等（以下「自転車保険」という。）への加入が義務化されます。

については、これまでも自転車保険の加入義務化に向けた啓発等の取組を依頼してきたところですが、貴所属職員及び貴域内の市町村教育委員会に対して、改めて下記の内容について周知するとともに、自転車を利用する全ての職員及び児童生徒等に対する自転車保険への加入促進の取組に、より一層努めていただくよう、御指導願います。

記

条例改正のポイント

- 自転車を利用する全ての職員、児童生徒は自転車保険へ加入する（義務化）
※利用者が未成年の場合は保護者
- 学校設置者は児童生徒及び保護者に、自転車保険に関する情報提供を行う
(努力義務)

<参考URL>

千葉県では自転車保険への加入が義務化されます（令和4年7月1日から）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/seikouan/koutsuuanzen/jikoboushi/jitensha/gimuka.html>

（千葉県 自転車保険義務化で検索いただけます）

<参考通知文>

- 教職第926号・教安第1287号（令和4年1月26日付）

千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について（通知）

- 教安第1435号（令和4年3月1日付）

自転車損害賠償保険等（自転車保険）加入義務化に関するチラシデータの送付について（依頼）

【担 当】

- ・職員の自転車安全利用について
教育振興部教職員課管理室
TEL 043-223-4036
- ・自転車安全教育について
教育振興部児童生徒安全課安全班
TEL 043-223-4091

教 職 第 1 7 1 号
教 児 安 第 1 2 8 号
令 和 4 年 5 月 1 2 日

各 県 立 学 校 長 様

教 育 振 興 部 教 職 員 課 長
教 育 振 興 部 児 童 生 徒 安 全 課 長

千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正
する条例の施行及び自転車損害賠償保険等への加入促進について（通知）

令和4年7月1日に同条例が施行されることに伴い、自転車損害賠償保険等（以下「自転車保険」という。）への加入が義務化されます。

については、これまでも自転車保険の加入義務化に向けた啓発等の取組を依頼してきたところですが、貴校の職員及び児童生徒に対して、改めて下記の内容について周知するとともに、自転車保険への加入促進の取組に、より一層努めていただくよう、御指導願います。

記

条例改正のポイント

- 自転車を利用する全ての職員、児童生徒は自転車保険へ加入する（義務化）
※利用者が未成年の場合は保護者
- 学校設置者は児童生徒及び保護者に、自転車保険に関する情報提供を行う
（努力義務）

<参考URL>

千葉県では自転車保険への加入が義務化されます（令和4年7月1日から）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/seikouan/koutsuuanzen/jikoboushi/jitensha/gimuka.html>

（千葉県 自転車保険義務化で検索いただけます）

<参考通知文>

- 教職第926号・教安第1287号（令和4年1月26日付）

千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について（通知）

- 教安第1435号（令和4年3月1日付）

自転車損害賠償保険等（自転車保険）加入義務化に関するチラシデータの送付について（依頼）

【担 当】

- ・ 職員の自転車安全利用について
教育振興部教職員課管理室
TEL 043-223-4036
- ・ 自転車安全教育について
教育振興部児童生徒安全課安全班
TEL 043-223-4091